

3. 子育て支援策について



0～2歳児の支援についてお尋ねします。

少子化や人口減少は我が国が直面する最重要課題であり、7年早く少子化が進んでいます。「安心して子どもを産み育てられる社会」の構築が急務であります。国もようやく子ども家庭庁設置に踏み切り、真剣に取り組もうとしています。こども基本法には、「次代の社会を担うすべての子どもが、生涯にわたる人格形成の

基盤を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、おかれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な人生を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する」とあります。

まず、国の子ども家庭庁設置に伴って、本県における子ども施策の組織体制をどのように考えておられているか、お尋ねいたします。

核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくないです。すべての妊婦・子育て世代が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題です。

12月2日に国の補正予算が採決され、公明党が提案した0～2歳の支援が本格的に始まります。厚生労働省では新規に、出産・子育て応援交付金が創設されます。当交付金は、市町村の創意工夫により、妊娠から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援に繋ぐ伴走型の相談支援と、経済的支援を一体として実施する事業を支援するとされています。

そこで質問です。今回、国が創設する交付金により、妊娠から出産・子育てに係る支援はどのように充実されるのか。また、当交付金による事業において、市町村の取り組みに格差が生じないように、県は市町村に対して、どのように関わっていくのか、お尋ねします。

本県で生まれる子どもたちは、明日の本県を担う大事な宝です。

知事の誠意ある答弁を求めます。

【服部知事の答弁】

① こども家庭庁設置に伴うこども施策の組織体制について

来年4月施行の「こども基本法」では、こども施策について、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期を経ておとなになるまで、心身発達の過程を通じて切れ目なく、こどもの健やかな成長に対する支援を行うことなどが定められています。

このため、こども施策に関わっている保健医療介護部、福祉労働部、人づくり・県民生活部に教育委員会を含め対応を検討してきました。

その結果、こども施策を一元的に策定実施する「こども家庭庁」及び、「こども家庭センター」を設置して住民の皆様に総合的・一体的にこども施策を提供する市町村のカウンターパートとして、新たな課を福祉労働部に新設し、県内どの地域にあっても、健やかな成長に対する切れ目ない支援が受けられ、こどもの意見が尊重されることを推進することによって、「こどもまんなか社会」を目指したいと考えています。

新しい課において、福祉労働部内をはじめ数多くの地域の社会資源とのつながりを生かし、医療、保健、福祉、教育、療育等の多分野にわたる「県こども計画」の策定の総合調整や、こどもの貧困問題、家庭・学校以外のこどもの居場所づくりなど、近年のこどもを取り巻く新たな部局横断的な課題にも機動的に対応してまいります。

② 出産・子育て応援交付金について

本交付金は、市町村が、妊娠届出時と出生届出時にそれぞれ5万円相当の支給を行う「経済的支援」と、妊婦や低年齢期の子育て家庭に、出産・育児等の見通しを立てるための面談や情報提供を行う「伴走型相談支援」を一体として実施する事業に補助するものです。

本交付金に基づく事業により、産後ケア等のサービスを受ける際の経済的負担が軽減されるとともに、支援が必要な妊産婦が、市町村等の相談窓口につながりやすくなり、妊娠期から出産・子育て期まで、面談等による支援を継続的に受けることで、孤立感や不安感が軽減されると考えています。

県としては、市町村に対し、妊娠届出から乳児家庭に全戸訪問するまでの面談実施のイメージや、事業開始前に出産した方等への対応、今後のスケジュール等を分かりやすく示し、事業を速やかに開始できるよう支援してまいります。